

都内4市の障害者差別解消条例の「合理的配慮」の特徴と課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

小金井市が「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を今年（2018年）10月1日に施行師たち。この施行によって、都内市区町村の障害者差別解消条例は4条例が施行されることになる（八王子市はすでに条例を改正している）。なお、施行日等は末尾の参考資料を参照されたい。（さらに日野市は（仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会を設置し、条例素案の検討を行っている。第5回検討委員会は10月5日に開催）。

ここでは4市の条例のうち、今後の課題として特に重要な「合理的配慮」規定の特徴を概観するとともに、八王子市が改正した理由等から、今後の課題を考えることとする。

なお、4市の条例の正式名称は下記のとおりである。

- 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例
- 国立市誰だれもがあたりまえに暮くらすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮くらすまち宣言せんげん」の条例
- 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例
- 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例

2. 4市の条例の構成と特徴

条例の構成

八王子市	国立市	立川市	小金井市
前文 目的（第1条） 定義（第2条） 基本理念（第3条） 市の責務（第4条） 市民等の責務（第5条）	前文 目的（第1条） 定義（第2条） 基本理念（第3条） 市の責務（第4条） 市民等の責務（第5条）	前文 目的（第1条） 用語の定義（第2条） 基本理念（第3条） 市の責務（第4条） 市民及び事業者の責務（第5条） 差別の禁止（第6条）	前文 目的（第1条） 定義（第2条） 基本理念（第3条） 市の責務（第4条） 市民等の責務（第5条）
差別の禁止等（第6条）	差別の禁止等（第6条）	保健及び医療に関する合理的配慮等、福祉サービスに関する合理的配慮等、教育に関する合理的配慮等、保育に関する合理的配慮等、療育に関する合理的配慮等、雇用に関する合理的配慮等、公共施設の利用に関	差別の禁止等（第6条） 虐待の禁止（第7条）
合理的な配慮（第7条）	合理的配慮（第7条）		合理的な配慮（第8条）

<p>市民等の理解の促進 (第 8 条) 移動手段の確保、情報 伝達、医療及びリハビ リテーション、教育、 保育、療育(第 9 条～ 第 14 条)</p> <p>関係法令等との調和 (第 15 条)</p> <p>差別に関する相談、助 言等 (第 16 条) 相談員 (第 17 条) 助言及びあっせんの 申立て (第 18 条) 事実の調査(第 19 条) 助言又はあっせん (第 20 条) 勧告 (第 21 条)</p> <p>調整委員会(第 22 条) 委任(第 23 条)</p>	<p>相互理解の促進 (第 8 条)</p> <p>差別に関する相談 (第 9 条) 助言あっせんの申立 て (第 10 条)</p> <p>事実の調査(第 11 条) 助言又はあっせん (第 12 条) 勧告 (第 13 条) 公表 (第 14 条) 調整委員会(第 15 条) 委任 (第 16 条)</p>	<p>する合理的配慮等、情 報保障等に関する合 理的配慮等、住居に 関する合理的配慮等、防 災に関する合理的配 慮等 (以上、第 7 条～第 17 条) 相互理解の促進 (第 18 条)</p> <p>相談、助言等(第 19 条 あっせんの申立て (第 20 条) あっせん (第 21 条) 勧告及び公表 (第 22 条)</p> <p>協議会の設置 (第 23 条) 委任 (第 24 条)</p>	<p>情報伝達 (第 9 条) 相互理解の促進 (第 10 条)</p> <p>教育 (第 11 条) 特定相談 (第 12 条) 助言又はあっせんの 申立て (第 13 条) 対象事案の調査 (第 14 条) 助言及びあっせん (第 15 条) 地域自立支援協議会 (第 15 条) 勧告 (第 16 条) 委任 (第 17 条)</p>
--	--	---	--

※国立市条例 (第 15 条) 国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会

以上から特徴をあげると次のようになる。

- ① 前文は 4 市とも置かれている。
- ② 目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の責務、差別の禁止等については 4 市とも基本的と同じであるが、小金井市には虐待の禁止が設けられている。
- ③ 合理的配慮については、条例の構成が異なっているところがある (詳細は次項)
- ④ 市民等の理解の促進、相互理解の促進は 4 市とも置かれている。
- ⑤ 差別に関する相談、助言、あっせん等、および助言・あっせんの申立てもすべて置かれている。
- ⑥ 事実等の調査は、立川市以外は設けている。
- ⑦ 勧告は 4 市とも設けているが、公表は国立市と立川市の 2 市である。

⑧ 第三者委員会は4市とも設けている。

2. 4市の条例の「合理的配慮」規定の特徴

(1) 条例の構成、規定の仕方

○ 八王子市

1 市、指定管理者及び市外郭団体（市が出資又は出せんする団体で、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条（注：差別の禁止等）第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。

(2) 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。

(3) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。

(4) 不動産の取引を行うとき。

(5) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

(6) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

(7) 教育を行うとき。

(8) 保育を行うとき。

(9) 療育を行うとき。

(10) その他社会的障壁となつて、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。

2 市民及び事業者（指定管理者及び市外郭団体を除く。）は、前項各号に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

※なお市の努力義務として、移動手段の確保、情報伝達、医療及びリハビリテーション、教育、保育、療育について、個別の条文に規定されている）。

○ 国立市

市し、市民及および事業者は、次つぎに掲げる場合には、前条（注：差別に禁止等）第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をするよう努めるものとする。

(1) 教育を行うとき。

(2) 不特定多数の者が利用する施設又または公共交通サービスを提供するとき。

(3) 労働者を募集し、並に採用及び労働条件を決定するとき。

- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
- (6) コミュニケーションを図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (7) 医療又はまたはリハビリテーションを提供するとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、しょうがいしゃの生活に相当な制限を与あたえているとき。

○ 立川市

(保健及び医療に関する合理的配慮等)

- 1 市は、障害のある人及びその家族が必要な医療、健康診査等を受けられるよう、保健、医療及び福祉に関係する事業者と連携し、必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、障害のある人の保健事業を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保健及び医療に関係する事業者は、従事者に対して、障害に対する理解を深めるため、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(福祉サービスに関する合理的配慮等)

- 1 市（指定管理者を含む）及び福祉に関係する事業者は、支援又はサービスの提供にあたっては、障害のある人の意思並びに人格及び個性を尊重するものとする。
- 2 市は、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な場所で相談を受けられるようにするため、事業者との連携により、様々な相談に対応する体制を整備するものとする。
- 3 市及び福祉に関係する事業者は、障害のある人が地域で生活を営むため、障害に対する理解及び障害のある人の家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(教育に関する合理的配慮等)

- 1 市は、障害の有無にかかわらず、全ての児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童及び生徒が個々に応じた教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、児童及び生徒並びに保護者に対し、障害について正しく理解するため、必要な知識を提供するものとする。
- 3 市は、教職員が障害に対する理解及び特別支援教育の理解を深め、並びに児童及び生徒間の相互理解の促進に関する専門性を高めるため、必要な研修を実施するものとする。
- 4 市は、学校教育法に規定する特別支援学校と立川市立学校設置条例別表に定める市立学校との連携及び交流を推進するよう努めるものとする。
- 5 市内において教育活動を行う事業者は、障害のある幼児、児童及び生徒に対し、個々に応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

(保育に関する合理的配慮等)

- 1 市（指定管理者を含む）は、障害の有無にかかわらず、全ての乳幼児及び児童が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある乳幼児及び児童が個々に応じた保育を受けられることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 保育に関係する事業者は、障害のある乳幼児及び児童に対し、個々に応じた保育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市及び保育に関係する事業者は、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、立川市学童保育所条例第 1 条に規定する学童保育所その他これに準ずる施設の職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある乳幼児及び児童の家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(療育に関する合理的配慮等)

- 1 市は、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある子どもがその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 療育に関係する事業者は、障害のある子どもに対し、一人ひとりの障害の特性を適切に把握するとともに、子どもの成長及び発達に合わせてより効果的な手法を用いた療育を提供するよう努めるものとする。
- 3 市及び療育に関係する事業者は、従事者に対し、障害に対する理解及び障害のある子どもの家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(雇用に関する合理的配慮等)

- 1 市は、障害のある人の雇用及び職場に定着することを促進するため、国等の行政機関と連携し、事業者に対する必要な支援を行うものとする。
- 2 事業者は、相談窓口の設置のみならず、障害のある人からの雇用及び雇用継続に関する相談への対応が適切に機能するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、障害のある人とない人が相互に理解し、及び障害のある人が職場に定着するため、従事者に対して障害に対する理解を深めることに関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(公共的施設の利用に関する合理的配慮等)

- 1 市（指定管理者を含む）は、障害のある人の社会参加を促進するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両等の移動施設を含む）その他の公共的施設を円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 交通施設その他の公共的施設に関係する事業者は、障害のある人の社会参加を促進するため、当該公共的施設を円滑に利用できるよう努めるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、市及び交通施設その他の公共的施設に関係する事業者は、障害のある人の意見を聴くなど、相互の対話に努めるものとする。

(文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習に関する合理的配慮等)

- 1 市(指定管理者を含む)は、障害のある人が円滑に、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行うこと並びに生涯を通じて学習活動に参加することができるように、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、障害のある人が円滑に、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行うこと並びに生涯を通じて学習活動に参加することができるように、障害に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報保障等に関する合理的配慮等)

- 1 市(指定管理者を含む)は、障害のある人に対し、情報を取得し、又は理解しやすくするため、意思疎通の支援を行う者及び機器を活用するなど、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、障害のある人にサービスを提供するに当たり、様々な工夫を用いて意思疎通を図り、又は情報をわかりやすく提供するよう努めるものとする。

(住居に関する合理的配慮等)

- 1 市は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、福祉に係る事業者と連携し、障害のある人が自ら選択した地域の中で安心して生活を営むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、市及び福祉に係る事業者と連携し、障害のある人が地域の中で安心して生活を営むことができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防災に関する合理的配慮等)

市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、障害のある人及びその家族に配慮した防災に関する計画を策定するとともに、防災に関する事業を推進するに当たっては、障害のある人が必要とする支援に努めなければならない。

○ 小金井市

- 1 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条(注:差別の禁止等)第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。
 - (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
 - (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
 - (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
 - (4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
 - (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
 - (6) 移動の支援を行うとき。
 - (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。

- (8) サービスを提供するとき。
- (9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。
- (10) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

(2) 合理的配慮のあり方

八王子市と小金井市は市に対しては合理的配慮を義務化している（ただし市民、事業者は努力義務）。立川市は、対象とした事業に対して市の「必要な措置」をもとめているので、運用の仕方によっては義務化とあまり変わらないと考えられる。事業者等には、努力義務となっている。国立市行政（市）もすべて努力義務になっている。

(3) 合理的配慮の対象

	公共施設	交通機関	情報提供	商品販売等	不動産取引	雇用等	保健医療	福祉サービス	教育	保育	療育	住居	防災	ツ文化・スポーツ・芸術活動	その他
八王子市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○
国立市	○	○	○	○	○	○	○		○						○
立川市	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小金井市	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		○

- ① 上表のようにかなりの違いがあるが、具体的な対象が書き込まれていなくとも、その他の規定によってすべてを網羅しているとみることができる。
 - ・ 八王子市－その他社会的障壁となって、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき
 - ・ 国立市－前各号に掲げる場合のほか、しょうがいしゃの生活に相当な制限を与えているとき
 - ・ 小金井市－その他社会的障壁が生じているとき
- ② 立川市はその他規定を設けていない。しかし対象ごとに具体的な施策を定めている。とりわけ教育に関しては変わらないなり議論があったと聞くが、実際の運用に注目してほしい。

3. 今後の課題

八王子市は、『「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月より施行されることとなったことから、同法の趣旨を鑑み、また、条例施行 3 年を経過したところで、同条例の運用に係る課題を改善するため、障害者地域自立支援協議会に意見を求めるなど、条例改正に向けた検討を行い、平成 28 年 4 月 1 日に改正施行しました。』と改正の理由を述べている。

改正の内容

1.合理的配慮の義務化

- ・市は合理的な配慮をするよう努力義務から義務化へ。(差別解消法も義務化)
- ・指定管理者は、市の事務事業をしていることから、合理的な配慮をするよう努力義務から義務化へ。(差別解消法は「事業者」は努力義務)
- ・外郭団体は市と同様のレベルでの対応が求められることから、合理的な配慮をするよう努力義務化。

2.女性・児童への配慮

- ・複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、障害者の性別、年齢及び障害の状況に十分配慮する旨明記。

3.障害理解教育に関すること

- ・児童及び生徒の障害理解教育に必要な環境整備を教育委員会と連携して取り組む旨規定。

4.保育の確保に関すること

- ・監護すべき障害のある乳児、幼児その他の児童について、必要な保育を確保するため、実施主体として必要な措置を講ずる旨規定。

5.差別の解消のための体制強化

- ・「八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会」の体制を強化。

以上の八王子市の改正の経緯を踏まえて、今後の課題を以下簡単に列挙する。

- ① 合理的配慮の具体化にどう取り組むかが課題である。条例の規定は当面は八王子市や小金井市のように、行政（市）の義務化にむけて検討すべきである。
- ② 立川市の条例も注目される。合理的配慮に関する「必要な措置」を具体的に列挙しているので、分かりやすい条例だと思う。
- ③ 市民や事業者、とりわけ事業者の合理的配慮義務化には、その運用のあり方ともあいまって当面は努力義務にとどまるのは止むを得ないと思われるが、将来的には段階的な運用も含めて義務化を目指すべきである。
- ④ もう 1 つの課題は運用である。行政内部はもちろん、市民や事業者への啓発が当面の課

題だと考える。先行した 4 市の運用状況、たとえば第三者委員会への相談や苦情、あっせんも申立て等の内容を精査、検証し、必要な改正に取り組むことが求められる。

- ⑤ そしてもちろん、条例未制定の市区には早急な条例制定が求められる。先行 4 市の状況を学びながら、市区内の市民や障害者団体との協議を急ぐべきである。

<参考>

- 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（平成 25 年 4 月 1 日施行、平成 28 年 4 月 1 日改正施行）
http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/010/p004338_d/fil/sabetukinn_sijyourei.pdf
- 国立市誰だれもがあたりまえに暮くらすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮くらすまち宣言せんげん」の条例（平成 28 年 4 月 1 日施行）
http://www3.e-reikin.net/kunitachi/d1w_reiki/427901010028000000MH/427901010028000000MH/427901010028000000MH.html
- 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成 30 年 4 月 1 日施行）
<https://www.city.tachikawa.lg.jp/shogaifukushi/documents/20180401shougaijourei.pdf>
- 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成 30 年 10 月 1 日施行）
<https://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhsi/shogaishafukushi/info/sabetikaisyoujourei.files/sabetsukaisyoujoureikoufuyou.pdf>
- （仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会
<http://www.city.hino.lg.jp/shisei/keikaku/kenko/shogai/1006717.html>